

議 事 録

令和4年5月26日（木）午後1時30分から福井市役所企業局庁舎5階大ホールにおいて5月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第10号議案	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	原案どおり可決
第11号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	〃
第12号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第13号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第14号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	議案番号3番を除き原案どおり可決
第15号議案	農地法第4条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	原案どおり可決
第16号議案	現況証明について	〃
第17号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第18号議案	農地・非農地判断について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第9号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第10号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第11号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第12号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第13号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第14号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第15号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第16号報告	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

3 その他

○出席委員 22名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 2名

5番	小寺	辰夫
8番	岩崎	眞次

○説明のため出席した者

農政企画課

主 査 海 道 久 史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南 京 良 幸
局 次 長	今 田 文 尚
課長補佐	谷 口 智 樹
主 幹	松 本 光 司
副 主 幹	三 木 真 人
副 主 幹	岸 美 帆
主 査	岡 本 恵利佳
主 査	前 田 大 貴

開 会 午後１時３０分

(武澤会長挨拶)

議 長
(６番
武澤会長)

それでは、ただ今から５月の定例会を開催いたします。
議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号７番加藤委員、９番宮浦委員、ご両名よろしくをお願いします。
それでは、議事に入ります。
第１０号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第１０号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第１０号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第１１号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
農政企画課

(第１１号議案農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定 説明)
(第１１号議案農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 1 1 号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第 1 1 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第 1 2 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（第 1 2 号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 1 2 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 1 3 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第 1 3 号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第 1 3 号議案中、2 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 1 7 番、豊岡委員には審議終了まで退席をお願いします。

（豊岡委員 退席）

議 長

それでは、第 1 3 号議案中、2 番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第13号議案中、2番の案件に対し、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

豊岡委員に入場をお願いします。

(豊岡委員 入場)

議 長

豊岡委員に報告します。第13号議案中、2番の案件につきましては、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、第13号議案中、2番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第13号議案中、2番を除いた案件について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第14号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」及び第15号議案「農地法第4条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第14号議案ないし第15号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 寺井委員から報告をお願いします。

1 番

第14号議案および第15号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

寺井委員	調査日は、5月17日（火）、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員4名と事務局3名の計9名で行いました。 調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
13番 池田委員	駐車場の案件ですけれども、例えば、分家住宅を建てるとか、それは分かるのですが、喫茶店やカフェが田んぼをつぶして駐車場にするのはどうなのか。 要は、店が繁盛して駐車場が足りないという理由ではなくて、例えば、農業者に憩いの場を提供すると、こういうふうに理由を書くなら分かるのですが、上段の（繁盛している理由の）文はあまり意味がないと思うんですね。 後の、仮に駐車場にしたときに、周りの農地に影響があるかないかどうか、これは重要なことです。 チェーン店が駐車場を作りたいことをウエルカムにするのかどうか疑問に思っています。考え方の問題ですけれども、そういう見解があればと思います。以上です。
事務局	農地転用調査票には、おっしゃるとおり、どのように地域の農業に寄与するというのは、記載がありませんでしたので、今後見直して参りたいと思います また、今回の土地は農地区分が第3種農地ということで、原則許可と判断しております。 今後、繁盛している店が駐車場として転用を希望した場合に、どこでも許可されるということではございません。
18番 野路委員	市街化区域と市街化調整区域で、圧倒的に市街化調整区域の面積が大きくて、ここを潰すと、すごく良い田んぼの一角なので、どんどん宅地化が止められなくなるんじゃないかと。 図書館まで距離が近いので、市街化区域は許可してもいいかと思いますが、市街化調整区域まで駐車場になってしまうと非常に具合が悪いのでは。 店舗の横に空き地があるのに、そこを形は悪いので利用的にはよろしくないと思うんですけど、お客さんが多いので、路上駐車が問題になると思いますが、まだ他にも代替地があるような気がするので、検討をしていただいた方がいいのではないかなと思います。
事務局	こちら、市街化区域内の駐車場の確保に動いていただいたんですけれども、所有者が同意していただけなかったことで、市街化区域内での駐車場の確保ができずにやむを得ず申請地を選んでおります。
15番 浅川委員	事務局は申請人のために動いているんですか？それを確認したい。

事務局

申請人のために動いているというのではございません。

10番
前川委員

私は木田地区に住んでいて、事情をよく知っています。市街化区域で昔、駐車場を3カ所持っていたんですけども住宅地になってしまって、残り1カ所になってしまった。近くに空き地があるのですが、絶対貸してもらえない。ですので、あとは皆さんの判断で審議をお願いしたいと思います。

13番
池田委員

私がさっき質問したのは、商業振興のために、農業委員会は汗かいて協力しますというふうに感じたんですね。

商売を支援するために駐車場を貸すということはできるんじゃないかなっていう気がするんですけども、それを農業委員会としては、イエス、ノーになっていくのかどうか。

議長

いろいろ意見は、考え方によって変わると思います。

この案件は、前に農振除外を1回審議いただいているんですね、農振除外を認めてしまって、今度は転用の段階になったら駄目だ、もう少し検討しなきゃいけないとなった。

それから、福井県も蕎麦に力を入れていて奨励しています。そういったなかで、この店も近年流行ることになった。駐車場を市道に止めておくと、交通の妨げになる。どこか近辺にないかということで、ここを物色してでてきたと思うんですね。

私も許可した方がいいとかは別で、もう一度、農業者の立場になってみて、今後もう一度、参与の皆さんとともに検討して、次回の定例会でまた報告をさせていただく、ということで継続審議とさせていただくことでよろしいですか。

この案件については継続審議といたします。1ヶ月後にまた結論を出すということで処理をお願いいたします。

ほかにはございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようでございますので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。

第14号議案の中で、3番、これについては継続審議といたしますから、1番と2番、及び15号議案の事業計画の変更を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第14号議案については、3番を継続審議としますので、第14号議案中、2番の案件については開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第16号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第16号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました寺井委員から報告をお願いします。

1 番
寺井委員

その前に戻りまして、下馬町の案件について、当番委員として一言、発言させてください。

さきほど見た航空写真では、条件の良い農地のように見えますが、実際には現場で見ますと、排水の方に大量のゴミが浮遊していて、耕作者はかなり苦労されているというのが実感でございました。そういったことで、次の当番委員の方には、再度、現地を確認していただくよう要望いたします。

それでは第16号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は5月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員9名、事務局3名の合計14名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

1 5 番
浅川委員

現況調査報告の中で、委員から提案がございました。それに関して、どのような対応をとるかの決定をお願いいたします。

議長

少し戻りますが、尊重してほしいという意見があったように、この後の総会で新しい参与が任命されます。

そういった中で、運営委員会を構成いたしておりますので、その運営委員会の中で、いろいろ議論をしながら、そして最終決定をしていきたいというふうに思います。

それで方向性としては、前回農振除外をしています。

その時になぜ異議を申し立てなかったかということが一つ出て参ります。

農政企画課によろしいですよという答申をしているんですね。

そして後になってから、農業委員会が、これは異議ありでは、わたしにとっては筋が通らないということになるかと思えます。

そういった方向も考えながら、運営委員会で検討させていただいて、その判別につきまして、極端にいうと、白か黒かを含めて検討させて頂きたい。

そして、次の定例会で報告をさせていただいて、皆様のご理解をいただけるならば、ご承認いただける方向にもっていきたいと思っております。

	それでよろしいですか。
1 5 番 浅川委員	はい。
2 番 伊藤委員	これからこういう案件がでた場合に、地元委員に意見を先に求めて、現状を詳しく聞いてから審議してみてもはどうですか。
議 長	その審議の過程の中で方法を熟慮いたします。 また、地元の意見もいろいろ考慮いたします。
1 3 番 池田委員	農振除外をされたということで、売買ということになってくると、今言ったケースでこんなにいい田んぼを駐車場にするかどうかという問題が出て、細かい議論がどこまでできるか、我々はこの案件をどうするかという問題にぶつかったということですね。
議 長	他にございませんが、では、特にないようでございますので質疑を終了いたします。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 1 6 号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 1 7 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第 1 7 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。
2 2 番 山本会長職務代理者	第 1 7 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は 5 月 1 7 日、私と寺井委員、地区担当委員 1 名、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。 調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。 また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、

原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第17号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第18号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第18号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番
山本会長職務代理者

第18号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は5月17日、私と寺井委員、地区担当委員である清水重勝委員、事務局3名の合計6名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれもスギなどの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われれます。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第18号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第１９号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第１９号議案 説明)
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第１９号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。続きまして、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。 それでは、第９号報告 ないし 第１６号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第９号報告ないし第１６号報告 説明)
議 長	ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。
事務局	(今後の日程説明)
議 長	本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理者よりお願いします。
22番 山本 会長 職務代理者	本日の定例会は第１４号議案の３番、継続審議を除き、第１０号議案から第１９号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第９号報告から第１６号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。
議 長	これをもちまして、５月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後２時５０分